

市内保育・幼児教育施設  
施設長・園長 各位

## 保育士等確保事業のお知らせ

### 【令和3年度継続実施】園情報の紹介サイト「えんみっけ！」活用のご案内

横浜市では、養成校学生や求職者に対して、市内各園の情報や魅力を紹介するため、株式会社リンクと委託契約を締結し、令和2年11月から園情報紹介サイト「えんみっけ！」の活用を推奨しています。

令和3年度も委託契約を継続して、同サイトの活用を進めてまいりますので、まだ利用申請を行っていない園におかれましては、当資料をお読みいただき、ぜひご申請ください。なお、令和2年度中に、登録を済ませている園は、特に作業は必要ありません。

#### 1. 「えんみっけ！」について及び、利用申請受付のご案内

##### (1) 「えんみっけ！」の紹介

###### ○保育士・幼稚園教諭養成施設の学生をメインターゲットにした、園紹介のサイト

「えんみっけ！」は株式会社リンクが運営する、保育士・幼稚園教諭を目指す学生が理想の園に出会う為の“園と学生を結ぶWEBサイト”です。詳細は添付資料ご覧ください。

###### ○紹介料・成功報酬0円！掲載料も0円！

有料職業紹介ではないため、採用費はかかりません！また、横浜市が株式会社リンクと委託契約を結ぶことにより、各施設では、掲載料等、一切の費用負担なし(※)で、当サイトをフルにご利用いただけます！

###### ○各園の魅力を伝える、紹介動画も無料で作成・掲載できます！

コロナ禍においては、各園の魅力を紹介する手段として、動画の公開が今まで以上に有効となっています。まだ動画をお持ちでない園の皆様は、ぜひ当事業の動画の作成・掲載サービスをご活用ください。

##### ※えんみっけ！の有料会員費の負担について

昨年度に引き続き、令和4年3月末まで、有料会員費用を1(2)に記載する全施設分、横浜市が負担します。なお、令和4年4月以降の費用負担については、詳細が決まり次第、御連絡します。

##### (2) 対象施設

次の施設は、「えんみっけ！」の有料会員費用を横浜市が負担します！

〔認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園〕

##### (3) 申請期限・申請方法

○申請期限：随時受付

○申請方法：①・②のいずれかの方法で申請ください。

※すでに利用中の場合は、年度更新にあたっての手続きは不要です。

①【通常方法】「えんみっけ！」ホームページから申請

⇒詳細は『登録申請マニュアル』をご覧ください。↓をクリック

<https://enmikke.jp/uploads/document/1a585b21c5c15ed66130d96de2971969.pdf>

②【操作が不安な方向け】『事前登録シート』を使って申請

⇒専用シートに必要事項を記入して、事務局に送付する方法でも申請可能です。詳細は、下記事務局あてにご連絡ください。

#### (4) 事務局サポート体制について

操作方法等わからないことは、事務局が丁寧に対応します！

<株式会社リンク 「えんみっけ！」事務局>TEL：03-5250-1155 FAX：03-5250-1157

直通ダイヤル：050-5526-1927 e-mail：support\_c.enmikke@link-timesgr.co.jp

## 2. 動画の作成手続きについて

本事業では、最大2本まで、無料で動画（それぞれ約1分程度）を作成・掲載することができます。  
動画を掲載するためには、まずは「えんみっけ！」サイトへの利用登録を完了させてください。

### ○オススメの動画作成パターン!!

【1本目】：保護者の園選びにも活用できるように、園舎や保育風景、行事を紹介する動画を作成。

【2本目】：保育士等の確保に重点を置いて、園長のインタビュー動画や先輩職員がなごやかに話している写真などで、園の雰囲気・魅力を伝える動画を作成。

※すでにお持ちの園紹介動画を当サイトに掲載することも可能です

### ○オススメ動画作成の流れ

【1本目】：事務局が提示する「サンプル動画」に合わせて、「必要な写真」、「テロップ」を選ぶ形で作成可能です。難しい操作はありません。不明な点は事務局スタッフが丁寧に説明します！

【2本目】：各園でスマートフォンなどを使って、インタビューを撮影し、事務局へ送付ください。

### ○動画作成希望の申込方法

【専用申込ページ】 <https://forms.gle/oARDfGvCYHApB7kv9> から申請ください。(動画サンプル有)

※「事前登録シート」で、すでに動画の作成を希望された園に対しては、後日事務局から案内が参ります。

### ○動画作成をおこなうための具体的な手順・留意点

【各施設⇒事務局】：動画の作成希望の申請。

【事務局⇒各施設】：作成手続きの詳細についてメールで案内を送付。

【各施設⇒事務局】：動画の素材となる写真や映像を選定し、テロップを添えて事務局にメールで送付。

【事務局】：素材を編集。完成前には、各施設に確認依頼が来ますので、微修正が可能です。

【事務局⇒各施設】：完成した動画を提供。なお、完成した動画は、自園のHP等にも掲載可能です。

担当：横浜市こども青少年局保育対策課

大石・堀

電話：045-671-4469

Eメール：[kd-hoikushi@city.yokohama.jp](mailto:kd-hoikushi@city.yokohama.jp)